

平成27年度第2回清掃審議会

会議録

平成27年10月26日（月）午後2時開会

会場 新潟市役所本館6階 第4委員会室

平成27年度 第2回清掃審議会会議録

日時 平成27年10月26日（月）

午後2時00分から

会場 新潟市役所本館6階 第4委員会室

- 出席委員 松原会長、山賀副会長、菊野委員、柴田委員、石井委員、掛川委員、
斎藤委員、高橋まゆみ委員、中澤委員、星島委員、松原将委員、八子委員
- 欠席委員 高橋若菜委員、渡邊委員、菅谷委員
- 事務局 中澤環境部長、塚本廃棄物政策課長、佐藤廃棄物対策課長
本望廃棄物施設課長 ほか

1. 開会

- 新井田廃棄物政策課長補佐（開会挨拶）

2. 資料の確認及び委員紹介等

- 新井田廃棄物政策課長補佐（資料の確認）

- 中澤環境部長：皆様、ご苦労さまです。環境部長の中澤です。よろしくお願ひします。本日は、秋晴れの貴重な一日、皆様方の大事な時間のなか審議会にご出席いただき、ありがとうございます。本日の審議会は、次第では平成27年度第2回となっていますが、今回は委員改選後の初めての審議会となります。引き続き委員を受けていただきました方、また、新たに委員となられた方、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

昨年度の清掃審議会では、2つの大きなテーマについてご審議いただきました。本日の配付資料でございますが、1つ目は市民還元事業についてです。指定袋の有料化による財源を活用した廃棄物関係事業のあり方について議論いただき、清掃審議会からとりまとめをいただきました。その結果を市として最大限尊重し、十分に受けとめ、平成27年度予算に反映するとともに、来年度予算編成にもしっかりと反映するよう取り組みを進めているところでございます。

2つ目は、し尿・浄化槽汚泥収集の今後のあり方についてです。下水道の整備に伴い、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者の経営が困難になってきています。しかしながら、収集運搬が完全になくなることはないため、市民サービスとして継続することが必要です。清掃審議会より市の支援は必要であるが、業者自らも合理化すべきとのお意見をいただきました。現在は、昨年度いただいた答申を踏まえて業界との協議を進めており、年度内には一定の方向性が出る予定となっております。ご審議いただきありがとうございます。

ごみの全体的な話をさせていただきますと、新ごみ減量制度が平成20年6月に始まり、今年で7年になります。家庭から出されるごみ量が約3割減っております。また、ごみの減量とともにリサイクルにも力を入れており、おかげさまで人口50万人以上の都市の中では千葉市に次いで第2位というリサイクル率となっております。これも市民の方々に施策の重要性が認識され、

共鳴・共感されて、進められてきたものと考えております。ごみの減量・リサイクルに関する施策は今後も重点的に進めてまいります。これからの一つの方向性として、生ごみの減量がございます。現在、燃やすごみの約4割は生ごみで占められていることから、生ごみを、ごみではなく資源として活用できないか考えております。堆肥化して土に戻すことや長岡市などで取り組まれているエネルギー化により、生ごみの資源化を進めていきたいと考えております。既にご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、市では本年10月から、家庭で手軽に堆肥化ができる段ボールコンポストを販売しており、この普及に取り組んでいるところです。委員の皆様もご利用いただくとありがたいと思います。

今後の審議会の予定につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、重要事項として災害廃棄物処理計画の策定があります。東日本大震災を受け、災害廃棄物を処理することが復旧・復興を進める上で非常に大きな比重を占めております。国の方針が決定しましたので、皆様から市の動きは若干遅いと言われるかもしれませんが、今年度、具体的で実効性のある計画を策定していきたいと考えておりますので、ご意見をいただきたいと思っております。

もう一つは、来年度見直しを予定しております一般廃棄物処理基本計画についてです。計画の中間見直しにあたり、今の時代に合った計画としていくため、今後の方向性等について皆様からご意見をいただきながら作り上げていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

終わりに、全国的に「まち・ひと・しごと創生」ということで、市は総合戦略を立てており、ほぼ完成したところです。雇用や子育て、教育は非常に重要ですが、私は一番基本となるのは豊かな自然環境や確かな生活環境をしっかりと守っていく、作っていくことで、人が来る、人が住む礎になるという話をしております。清掃審議会は、今後の市の土台を作っていく、リードしていく大事な審議会と思っております。皆様から活発なご議論をお願い申し上げ、私の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

- 新井田廃棄物政策課長補佐：続きまして、新しい委員の方もいらっしゃいますので、事務局より委員の皆様の紹介をさせていただきます。

なお、委嘱状につきましては、本来であれば市長より委員の皆様へ直接お渡しするところですが、時間の関係もありますので、大変恐縮ですが、机の上に置かせていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、配付しています名簿順にお名前をお呼びします。恐れ入りますが、その場にご起立をいただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

それでは、1号委員として、フリーアナウンサーの菊野麻子委員でございます。

- 菊野委員：菊野でございます。よろしくお願いいたします。今回で3期目でございます。ここ何回か会議に出席することができませんでしたが、ごみ減量検定は受検をいたしまして合格証もいただいております。こうした、市民に向けたサイチョプレス等の様々な取り組み、スマートフォンアプリなどを通じて、市民の意識も少しずつではありますが変わってきていると思っております。今回の審議事項も多々ありますが、巻広域の分別統一については長年の検討事項にもなっていたと思っております。審議会委員の一人として率直な意見を申し述べたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- 新井田廃棄物政策課長補佐：新潟大学教育学部教授の柴田透委員でございます。

- 柴田委員：柴田です。よろしくお願いいたします。

- 新井田廃棄物政策課長補佐：新潟大学産学地域連携推進センター教授の松原幸夫委員でございます。
- 松原幸夫委員：松原でございます。よろしくお願いいたします。
- 新井田廃棄物政策課長補佐：次に、2号委員でございます。潟東コミュニティ協議会環境・福祉・保健部会長の石井敏子委員でございます。
- 石井委員：西蒲区、潟東コミュニティ協議会の環境・福祉・保健部会長をしております石井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 新井田廃棄物政策課長補佐：公募委員の掛川洋規委員でございます。
- 掛川委員：掛川洋規といたします。よろしくお願いいたします。まちづくり学校の理事でもありますが、全国で環境活動を行う大学生や青年団体をネットワークしているエコ・リーグという団体の副代表理事をしております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 新井田廃棄物政策課長補佐：公募委員の斎藤和子委員でございます。
- 斎藤委員：斎藤和子です。このような会議は初めてですので、少し緊張しています。私は西蒲区角田地区コミュニティ協議会のエコ環境部で活動しています。主にごみの減量に取り組んでいるところです。どうぞよろしくお願いいたします。
- 新井田廃棄物政策課長補佐：新潟市食生活改善推進委員協議会北支部顧問の高橋まゆみ委員でございます。
- 高橋まゆみ委員：高橋でございます。食生活改善推進委員協議会では、食を通じての健康増進の普及に努めておりますが、食材の無駄をなくすエコ料理や災害時のサバイバル料理等を通じて、ごみの分別、家庭ごみの減量等を広く市民に伝えていきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
- 新井田廃棄物政策課長補佐：新潟商工会議所女性会委員の中澤幸子委員でございます。
- 中澤委員：中澤でございます。2期目の審議会委員を仰せつかりました。事業家として、主婦として、女性としての立場からの意見を反映できたらと思ひ、委員をお受けいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。
- 新井田廃棄物政策課長補佐：亀田製菓株式会社設備開発部部長の星島聡委員でございます。
- 星島委員：亀田製菓の星島でございます。当部の担当は幅広く、建築設備はもとより、省エネ、廃棄物関係を担っております。亀田製菓はご存じのようにお菓子を製造しておりますが、ご多聞に漏れず廃棄物が相当発生しており、その対応に苦慮しているのが実態でございます。一部は有価物として処理しています。今回は審議会に参加させていただいて、参考になるところは弊社でも事業展開していきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。
- 新井田廃棄物政策課長補佐：亀田郷土地改良区事務局長の松原将委員でございます。
- 松原将委員：亀田郷土地改良区の松原でございます。よろしくお願いいたします。私は、昨年12月から審議会委員となりました。今日が2回目の会議でございますので、清掃行政を全て知っているわけではなく、新しい委員と思っております。土地改良区が管理しています用排水路に不法投棄がありますが、市民の皆さんからご協力いただいで、年々減っているということです。今後ともよろしくお願いいたします。
- 新井田廃棄物政策課長補佐：新潟市消費者協会新潟支部理事の八子迪子委員でございます。
- 八子委員：八子です。新潟市消費者協会ではいろいろな活動を実施しており、活動の中にはエコ

の分野もごございます。審議会の一員として、何とかお役に立てればと思っています。また、審議会でお出された意見など、役立つものについては所属している協会の会員の方皆さんにお伝えし、活動につなげていければと思っています。よろしくお願いいたします。

- 新井田廃棄物政策課長補佐：NPO法人まちづくり学校事務局長の山賀昌子委員でございます。
- 山賀委員：NPO法人まちづくり学校の山賀と申します。引き続きの委員となります。しっかり務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 新井田廃棄物政策課長補佐：なお、本日は、宇都宮大学国際学部国際社会学科准教授の高橋若菜委員、新潟県立大学国際地域学部准教授の渡邊理絵委員、イオンリテール株式会社北関東・新潟カンパニー新潟事業部イオン新潟青山店人事総務課長の菅谷慶幸委員は、ご都合により欠席でございます。

続きまして、事務局の紹介をいたします。

塚本廃棄物政策課長でございます。

- 塚本廃棄物政策課長：この4月より廃棄物政策課に参りました。3月までは市民協働課で勤務しておりまして、目下、廃棄物行政について猛勉強中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 新井田廃棄物政策課長補佐：佐藤廃棄物対策課長でございます。
- 佐藤廃棄物対策課長：廃棄物対策課長の佐藤でございます。5年目でございます。今後ともよろしくどうぞお願いいたします。
- 新井田廃棄物政策課長補佐：本望廃棄物施設課長でございます。
- 本望廃棄物施設課長：廃棄物施設課長の本望でございます。廃棄物施設課は、ごみ・し尿の処理施設、清掃センターの管理運営を担当しております。お世話になります。よろしくお願いいたします。
- 新井田廃棄物政策課長補佐：当審議会を担当します廃棄物政策課企画係でございます。
それでは、議事に移る前に、新しい委員の方もいらっしゃいますので、新潟市清掃審議会の概要につきましてご説明をさせていただきます。
- 塚本廃棄物政策課長：**参考資料**をご覧ください。新潟市清掃審議会の概要について記載したものです。

1 位置づけでございます。新潟市附属機関設置条例に基づきまして、市長の諮問事項に応じて本市における清掃事業に関して必要な事項を調査審議すること、そして、諮問に関する事項に関して必要に応じて市長に建議することとなっております。

2 組織等でございます。先ほども委員のご紹介をさせていただきましたが、1号委員として学識経験者、2号委員として市民となっております。定員は15名以内であり、現在は15名で構成されています。

3 審議会に係る規定でございます。**参考資料別紙1**をご覧ください。昭和41年に清掃審議会が組織されました。清掃審議会審議会規則として、第1条（趣旨）から第8条（その他）まであり、任期、会長・副会長の互選、会議の招集、意見聴取等について規定しております。

4 近年の清掃審議会の開催状況です。**参考資料別紙2**をご覧ください。平成23年度から平成26年度までの開催状況を記載いたしました。なお、先ほどの部長挨拶にもありまして、本年度後半は災害廃棄物処理計画の策定及び一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて、ご

審議いただく予定でございます。平成27年度は、本日を含めあと3回の開催を予定しております。

3. 議事

■会長・副会長の選出について

- 新井田廃棄物政策課長補佐：それでは、議事に移らせていただきます。

本日の会議は15名中12名の委員がご出席いただいておりますので、新潟市清掃審議会規則の定足数であります過半数を満たしており、会議が成立しております。

新潟市清掃審議会規則では、会長が会議を招集し、会務を総理することとなっておりますが、会長が選出されるまでの間、僭越ではございますが、事務局で議事を進行させていただきます。

なお、ご発言の際には、マイクのボタンを押して、ランプが光ったことを確認してからご発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）会長・副会長の選出に移りたいと思います。

新潟市清掃審議会規則第4条の規定に基づき、会長は、委員の互選によって定めることとされております。

つきましては、会長の選出につきましてご意見がある方おられましたら、ご発言をお願いしたいと思います。星島委員。

- 星島委員：事務局で何か提案があれば、お願いしたいと思います。

- 新井田廃棄物政策課長補佐：ただいまの星島委員からのご発言につきまして、事務局といたしましては、前回会長を務めていただきました松原幸夫委員に会長をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

ご意見がなければ、拍手で承認をお願いしたいと思います。

<拍手>

- 新井田廃棄物政策課長補佐：ありがとうございます。拍手多数により承認いただき、松原幸夫委員が会長に選出されました。

松原幸夫委員におかれましては、会長席に移動いただき、ご挨拶をお願いいたします。

ご挨拶をいただいた後は、会長より進行していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 松原会長：松原でございます。ご承認いただきまして、どうもありがとうございます。

清掃審議会では、これまで清掃事業に関する議論をしており、新潟市では平成20年の新ごみ減量制度の導入で家庭系ごみ、事業系ごみの大幅な減量が図られています。政令市の中でも廃棄物処理に関する様々な指標が優れています。今回は、新しい公募委員の方もおられ、また若い年代のご意見もお聞きできるかと思います。遠慮なくご意見を言っていただき、今まで以上に良い清掃事業について提案していきたいと思います。今年度は、災害廃棄物処理計画、生ごみの減量施策など重要な課題がございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして挨拶とさせていただきます。

それでは、副会長を推薦させていただきます。新潟市清掃審議会規則では、副会長は委員の互選により定めることになっておりますが、これまでの慣例として会長が推薦しておりました。

私のほうで推薦させていただいてよろしいでしょうか。

<異議なし>

- 松原会長：それでは、副会長を推薦させていただきます。2号委員で、NPO法人まちづくり学校事務局長の山賀昌子委員を推薦いたします。

ご異議がなければ、拍手でご承認をお願いいたします。

<拍手>

- 松原会長：ご異議がございませんので、山賀昌子委員が副会長に選出されました。山賀委員は副会長席に移動いただき、ご挨拶をいただきたいと思っております。
- 山賀副会長：ありがとうございます。新潟市の廃棄物行政に関しましては、私自身、取り組みが進んでいると感じております。その成果が数字として表れています。このような中で、清掃審議会は市民の声を届けるという大きな役割があると考えています。会長が言われたとおり、意見を活発に出して、新潟市の環境の向上につながるようにしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

■平成26年度 ごみ処理手数料収入の使途について

事務局説明

- 松原会長：それでは、議事を進行いたします。議題（2）平成26年度ごみ処理手数料収入の使途について、事務局から説明をお願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：**資料1**及び**資料1参考資料**で説明させていただきます。

まず、**資料1**でございます。先般、新潟市議会平成26年度決算委員会において、資料に基づきまして説明をさせていただきました。昨年度の当審議会で、ごみ処理手数料収入の市民還元事業のあり方についてご検討いただき点を踏まえ、市民に対するごみ減量・資源化のための啓発や事業系ごみの取り組み等、市議会各党から一定の評価をいただきましたことをまずもってご報告させていただきます。

資料1をご覧ください。まず、資料の見方でございます。上のほうが収入で、決算額が約8億9,000万円になっております。指定袋の売却収入、粗大ごみ処理券の売却収入でございます。(A)が予算額、(B)が決算額、増減については(B)－(A)であり、予算に対して約3,400万円の減となっております。

次に、支出についてです。指定袋等作製経費は予算額が約3億2,000万円に対して、決算額は約3億1,900万円となりました。

2 市民還元事業は、①分別意識の向上と啓発から⑮地域活動への支援であり、合計で予算額が約6億400万円に対し、決算額は約5億7,100万円でした。先ほど説明しました指定袋

作製経費と合わせますと、支出合計で約8億9,100万円です。歳入と比較しますと約63万4,000円の減となっております。不足分については、一般財源から繰り入れました。

資料1の概要欄では説明が不足となりますので、**資料1参考資料**で各事業の説明を記載しております。

以上で説明を終わります。

■平成26年度 ごみ処理手数料収入の使途について

質疑・応答

- 松原会長：ただいまの説明について、ご質問ありますでしょうか。
- 八子委員：予算と決算の比較を見ますと、100万円単位の差がある事業があります。人口減という理由もあるかと考えながら資料を見ていましたが、事業内容によって理由が違うようです。⑦古紙資源化の一層の推進では約900万円、⑤不法投棄・違反ごみ対策では約500万円、⑪バイオマス利活用では約360万円、⑫低炭素型ライフスタイル市民アクション支援事業では約400万円の差があります。各事業において不要額の発生した理由について説明いただけますでしょうか。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 佐藤廃棄物対策課長：それでは、⑦古紙資源化の一層の推進、⑤不法投棄・違反ごみ対策に関して説明させていただきます。

⑦古紙資源化の一層の推進では約900万円が不要額となっておりますが、大きな原因として古紙回収量の減少があげられます。特に、新聞購読世帯が減っている傾向があり、毎年少しずつ古紙回収量が減る傾向で、集団資源回収も同様の傾向となっております。

⑤不法投棄・違反ごみ対策につきましては、先ほど亀田郷土地改良区の松原将委員からもご発言いただいたところですが、不法投棄が年々減っています。公共の場所で不法投棄があった場合は市で処理いたしますが、量が減っているため処理料金も少なくなっている状況です。

- 塚本廃棄物政策課長：⑪バイオマス利活用、⑫低炭素型ライフスタイル市民アクション支援事業について説明いたします。

⑪バイオマスの利活用では、コミ協に対する委託料の減であり、家庭から排出された廃天ぷら油の回収量が少なかったためです。

⑫低炭素型ライフスタイル市民アクション支援事業については、今年度から「にいがた未来ポイント」として、環境に関するポイント制度と健康づくりに関する健幸マイレージ制度を統合したためによる経費の減です。

なお、市民の皆様から購入いただく指定袋や粗大ごみ処理券の手数料が収入となりますが、本来的にはごみが減り、収入が減っていくことが望ましい姿です。ごみ量の推計など予測と違った理由としては、ごみ処理手数料収入が平成25年度は増え、平成26年度は平成25年度の影響で少なくなったということです。平成26年の消費税増税の際、指定袋や粗大ごみ処理券の価格変更ありませんでした。しかし、指定袋や粗大ごみ処理券の価格が消費税の増税により上がるのではないかと誤解などがあり、平成25年度に購入された方が多くなったのではないかと推測しております。

■新潟市災害廃棄物処理計画の策定状況について

事務局説明

- 松原会長：続きまして、議題（３）新潟市災害廃棄物処理計画の策定状況について、事務局から説明をお願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：資料2をご覧ください。まだ、計画策定の途中ですが、進捗状況を報告させていただきます。

平成26年度、市防災課で防災基礎調査が行われ、最新の知見に基づいた地震被害想定を行ったほか、国土強靱化を踏まえ災害に強いまちづくりを進めているところです。新潟地震発生後50年を経過した節目からも、災害時における迅速な廃棄物対策が求められているところです。先ほどの部長挨拶にございましたが、国の災害廃棄物対策指針が平成26年3月に改定されたことを踏まえ、災害時における迅速な廃棄物処理を実行できるよう、本市の状況を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定を進めているところです。まだ、策定の途中ですので、今後さらに詳細を作成していく必要があります。現段階の状況を報告させていただきます。

1 計画策定の目的及び位置づけです。図をご覧ください。計画策定の基本に災害対策基本法、防災基本計画、環境省防災業務計画があります。災害廃棄物対策指針は災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うための基本的な事項を取りまとめたものです。都道府県や市町村は指針に基づき、都道府県地域防災計画や市町村地域防災計画との整合を図りながら、災害廃棄物処理計画を策定するものです。

2 対象とする災害と災害廃棄物です。防災基礎調査において、3つの活断層地震が想定されております。その中で特に大きな被害を及ぼす可能性の高い2つの地震を対象とし、本計画を策定しているところです。表の赤枠囲みで表示している2つの活断層地震となります。一つは、長岡平野西縁断層帯の地震、気象庁マグニチュード7.9程度に相当、新潟市内における震度5強から7です。もう一つは、新津断層の地震、気象庁マグニチュード6.7程度に相当、新潟市内における震度5弱から6強です。

次に対象とする災害廃棄物の種類です。災害廃棄物の種類の表に記載のとおり、地震や津波により生じるがれきであり、木くず、コンクリート殻、金属くず、可燃物、不燃物等のほか、被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物である生活ごみ・避難所ごみ・し尿に区分しています。

3 災害廃棄物発生量の推計をご覧ください。想定される地震から発生する災害廃棄物量は、長岡平野西縁断層帯の地震においては約1,400万トンと推計されております。新津断層の地震においては約110万トンと推計されております。平成26年度の新潟市のごみ排出量が年間で約31万トンですので、その量の膨大さがお分かりいただけると思います。長岡平野西縁断層帯においては平成26年度における新潟市の年間のごみ排出量の約45倍、新津断層におきましても約3.5倍の災害廃棄物が、一時的に発生するということです。

また、災害が発生した場合、さまざまな種類の廃棄物が発生しますが、どのような種類の廃棄物がどのくらい発生するかという詳細については、精査を行っているところです。

4 災害廃棄物の処理の流れです。発災後は、災害廃棄物処理の基本方針に基づき、災害廃棄物発生量の推計から処理終了までを、概ね3年以内としております。

基本方針の表に記載のとおり、処理期間・処理方針・処理施設のそれぞれに方針を定めており、処理期間では3年で処理を完了することを目指すとしています。処理方針としては、可能な限り

リサイクルを推進し最終処分量の減量を図ります。処理施設については、一般廃棄物処理施設を活用いたしますが、現在の市内の施設だけでは明らかに不足しますので、民間施設の活用、仮設処理施設の設置、あるいは広域処理について検討を進めているところです。

処理フローについては、災害廃棄物が発生した後の処理工程を図式化したものです。災害現場から仮置場に運搬、仮置場では粗選別、破碎選別を行い、最終的に処理処分を行う流れです。

先ほども申し上げましたが、地震や津波により発生する災害廃棄物は、木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、津波堆積物、腐敗性廃棄物、有害廃棄物など多種多様でございます。また、避難者、被災者の生活に伴い発生する廃棄物処理も大事でございますので、計画ではこれらの処理方法を具体化してまいります。

5 仮置き場の確保でございます。災害廃棄物は、発生場所から撤去した後、仮置場にて選別され、種類に沿った処理が行われます。想定される地震から発生する災害廃棄物の量を考えられる仮置場に必要面積は、長岡平野西縁断層帯の地震において市合計で約3.7平方キロメートル、新津断層の地震においては約0.33平方キロメートルが必要となります。

鳥屋野潟が約1.37平方キロメートルでございますので、比較しますと長岡平野断層帯では約2.7倍、新津断層地震においては約0.2倍の面積が必要ということになります。

仮置場の候補地ということで、既に埋め立てが終了している処分地を候補地として検討しておりますが、災害廃棄物は地震の震源に加え、建物の立地や密集度等により、地域ごとに発生量が大きく異なることが想定されます。また、仮置場の候補地の敷地面積は合計約0.17平方キロメートルとなっているため、想定するいずれの地震においても不足しますので、今後は、公有地の利用を基本としながら、公園や空き地等の利用可能性、広域処理について検討してまいります。

6 し尿及び生活系のごみの処理でございます。長岡平野西縁断層帯の地震では、し尿発生量が市合計で1日あたり26万9,824リットル、仮設トイレの必要基数が5,396基、新津断層の地震では、し尿発生量が市合計で1日あたり11万1,780リットル、仮設トイレ必要基数が2,236基と試算しています。

また、避難所ごみの発生量は、長岡平野西縁断層帯の地震では市合計で1日あたり170トン、新津断層の地震においては1日あたり70トンと試算しています。通常のごみに加えて、避難所ごみが発生するということを考慮しなければなりません。

7 今後の進め方です。これまでの策定作業におきまして、想定される地震が発生した場合、膨大な量の災害廃棄物が発生し、市の処理可能量を大幅に上回ることが明らかになりました。市単独でどのように処理を行うのか、また処理能力を超えた場合にどのように処理するのか、仮設焼却炉の建設や広域処理について検討するとともに、市として事前にとるべき必要な備えを検討しながら、実効性の高い計画としていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

■新潟市災害廃棄物処理計画の策定状況について

質疑・応答

- 松原会長：ただいまの説明につきまして、ご質問ありますでしょうか。
- 八子委員：2 対象とする災害と災害廃棄物で、候補として記載されている中から2つの断層帯

を採用されたと説明がありました。新津断層の地震はある程度の想像ができますが、長岡平野西縁断層帯が、新潟市の災害廃棄物処理計画の対象となっている理由は何でしょうか。

○ 松原会長：事務局、お願いします。

○ 塚本廃棄物政策課長：ご指摘の断層は長岡平野西縁にあり、長岡から新潟まで長く続いている断層帯になります。断層帯の正確な位置は、手元に資料がないためはっきりとお答えできませんが、影響を受ける断層帯が、長岡平野から新潟まで非常に長く伸びているということでございます。長岡で発生した地震が新潟市に影響するということではなく、この断層帯が新潟市に大きな規模の地震を発生させる可能性があり、新潟市地域防災計画でも想定されているものでございます。

○ 松原会長：他にありますでしょうか。

○ 八子委員：何点か質問いたします。1点目は、2 対象とする災害として表に新津断層の地震について記載がありますが、不明と記載されている項目が3つあります。これは、内容について全く不明なのか、ある程度は分かっているものの、現在の段階では不明としておくのかということを確認させてください。

2点目は、4 災害廃棄物の処理の流れで、基本方針の表に記載されている処理施設についてです。一般廃棄物処理施設は、赤塚や太夫浜に施設があると認識していました。5 仮置き場の確保で、仮置場の候補地の表に記載されている北区、南区、江南区の施設があることになっていますが、すべて市の施設なのか、あるいは民間施設なのか聞かせてください。

3点目は、昨年度後半の審議会で、し尿、浄化槽汚泥収集の今後のあり方について議論されました。今後、合理化や統廃合などにより、し尿・浄化槽汚泥収集車両数が現在よりも減ることが想定されます。したがって、災害発生時の収集は、県内外との連携が必要と思われそうですが、対策をどのように考えているのか聞かせてください。

4点目は、5 仮置き場の確保で、仮置き場の候補地が表に記載されていますが、これらはすべて市有地でしょうか。仮置場が不足した場合には、公園や空き地を利用することも考えられますが、その大半は市街地にあり、周辺には住宅がある状況です。臭いや地下水などの問題も発生してくると思われそうです。対応についてどのように考えているか聞かせてください。

○ 松原会長：事務局、お願いします。

○ 塚本廃棄物政策課長：1点目、新津断層の地震についてです。この度の災害廃棄物処理計画の基本になっている新潟市防災基礎調査において、不明とされている項目です。しかし、不明であるから地震が起きないということではありません。最近の活動がいつだったのか、30年間以内の地震発生確率や平均活動間隔が不明ですが、危険度を考慮し、災害廃棄物処理計画の対象として取り上げるものです。

2点目、一般廃棄物処理施設は、新田、亀田、鎧瀧などの市のごみ処理施設です。委員が言われたとおり赤塚や太夫浜には埋立地があります。これらはすべて市の施設です。

4点目、仮置場の候補地になっている場所はすべて市所有の埋立処分地であり、埋立完了もしくは現在廃止している場所です。第一義的に仮置場の候補地として挙げています。また、公園や空き地等を仮置場として利用することについては、例としまして、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の際の仙台市における事例をご覧になられた方もいらっしゃるかと思いますが、若林区では津波により海岸沿いの松林がなぎ倒されて削られた場所に仮設焼却場や処理施設を作りました。施設を作る場所は、民有地ではなく、市民の日常生活に影響を与えない場所

を選ばなければなりません。仮置場が設置されたことにより、生活環境が悪化してはいけません。ただし、災害からの速やかな復旧のためには、がれきなど災害で発生する廃棄物を片付けなければなりません。いずれかの場所に仮置場を設置し、選別を行う必要があると考えています。

- 佐藤廃棄物対策課長：3点目、し尿・浄化槽汚泥収集車の減車に伴っての周辺との連携についてお答えします。まずもって、災害発生時に想定される、し尿の発生量が尋常ではない量です。現有のバキューム車輛台数でも不足する状況です。現在、新潟県を中心として県内の市町村が災害時の協定を締結し、災害発生時には互いに協力することになっています。さらに、全国の都市と協定を結び始めているところです。し尿収集運搬については、協定を活用しながら考えなければならない状況です。災害廃棄物処理計画での推計量が確定してから、検討を進めたいと考えています。
- 松原会長：他にありますか。
- 菊野委員：2 対象とする災害と災害廃棄物の対象とする地震の一覧表に、(採用)(不採用)と記載がありますが、これは国の計画におけるものなのか、新潟市が判断したものであるのかを教えてくださいませんか。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：対象とする地震は、国の計画ではなく、市独自に想定される地震として設定したものです。新潟市防災基礎調査で設定された3つの断層帯の地震があります。月岡断層の地震については30年以内の地震発生確率がかなり低く、平均活動間隔も長いことから、業務を委託している専門業者と相談しながら、災害廃棄物処理計画の策定においては除外すると判断しました。
- 菊野委員：国の基準や指針ではなく、市独自の考えで採用したということでしょうか。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：そのとおりです。災害は地域によって特性が違います。例えば、太平洋側では30年以内に南海トラフ地震が発生する可能性があり、大きな津波が発生する可能性など、いろいろな条件があります。それぞれの自治体で地域防災計画を策定し、地域防災計画に基づいて災害廃棄物処理計画を策定しますので、それぞれの自治体でしっかり考え対応しています。
- 松原会長：他にありますか。
- 柴田委員：資料に基づいた説明では、災害が発生した際のごみの発生量の推計や処理方法について考慮されているとのことですが、当然、ごみ処理には経費がかかると思います。どのように経費を負担するのは考慮されているのでしょうか。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：経費面は現時点では考慮していません。例えば、大規模な災害が発生し、被害が甚大になった場合には、災害対策基本法に基づく激甚災害指定がされ、国の補助金や交付金などで、ごみ処理に必要な費用の大半が国費となる措置があります。今の段階では、費用の有無に関わらず、やらなければならないことを抽出していく必要があると考えています。通常の業務では予算に基づき事業を行います。災害では違う考え方をしなければならぬと考えます。
- 松原会長：処理計画の策定では、予算額も算定するのでしょうか。
- 塚本廃棄物政策課長：災害廃棄物処理計画では、東日本大震災の事例を踏まえ、同様の規模で仮設焼却炉を建設した場合、どの程度の費用がかかるかといったおおまかな検討はする可能性があ

ります。事例などを参照することにより概算の金額は算定できるかと思いますが、現時点で詳細に試算することは難しいと考えています。

4. 連絡事項等

- 松原会長：その他、何かご意見ありましたらお願いします。
- 中澤委員：**資料1 参考資料**で市民還元事業として15の事業があります。(14) ごみ出し支援の関連で、私が聞いた話をいたします。高齢者2人で住んでいる世帯があり、その世帯の隣に住んでいる方がごみ出しの手伝いをしてくれるということになり、1か月あたり2,500円の支払いをしていたそうです。高齢者世帯のご主人が5月ぐらいに亡くなられたこともあり、奥様が今後は自分でごみを捨てられるようになったため、ごみ出しのお手伝いをお断りしたところ、近隣関係が急に冷たくなってしまったというのです。まず、2,500円を支払ったこと自体が少しおかしい話だと思います。自治会・町内会では、クリーンにいがた推進員や一人暮らし高齢者支援などに関する情報は、自治会・町内会の総会資料にも掲載されるため周知されますが、ごみ出し支援を誰にお願いしていいのかは周知されていない状況です。おそらく、隣に住んでいる方が良心でお手伝いしようと思い始めたことだと思いますが、2,500円を支払ったこと自体がおかしいことです。もし、ごみ出し支援であれば、自治会・町内会から話がされると思います。自治会・町内会でごみ出し支援を行うことになった場合に、対象者や支援者などについて届出が必要なのでしょうか。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 佐藤廃棄物対策課長：**資料1 参考資料**(14)に記載のとおり、市民還元事業として、ごみ出し支援事業があります。この事業は、自治会、地域コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会などの非営利団体が、ごみを出すことで困っている世帯の方を支援する事業です。利用者にごみ出しを支援していただく協力員の方を市に登録していただく必要があります。自治会・町内会からは毎月のごみ出し支援の状況を報告いただき、燃やすごみなどをごみ集積場に出す支援をしていただいた場合は1回あたり150円、粗大ごみを家の中から玄関まで出すという支援をしていただいた場合は1回あたり600円を市から交付する事業です。ご発言のありました1か月あたり2,500円の内訳は不明ですが、例えばごみ出し1回あたりの金額が150円ですので、17~18回程度の支援を実施されたかと思います。
- 中澤委員：ごみ出し支援事業に基づいたものではなく、高齢者世帯の方が隣に住んでいる方に、ごみを出したことに対し月単位でお金を支払ったということです。少しおかしい話であると思います。私の住んでいる町内会では、ごみ出し支援の協力員については周知されていません。高齢者世帯の方が住んでいる町内会でも、ごみ出し支援をする方が周知されていない状況であったため、制度自体も知らなかったのだと思います。隣に住んでいる方が、快くごみ出しをしてくれるので、お金を支払ったのだと思います。お金の問題ではなく、ごみ出しを手伝ってもらい助かったということですが、自分でできるからということでお断りしたら、冷たい態度になってしまったそうです。まず、1か月あたり2,500円を支払ったこと自体がおかしいです。私からは、市のごみ出し支援事業があることは直接お伝えしていません。ただし、現実問題としてこのような事例があるのではないかと思います。ごみ出しで困っている人がいても、市に登録された協力

員であれば、気兼ねなく依頼することができますし、自治会にも市から補助が入ります。例えば、個人対個人で言いなりの金額を支払い、ごみ出しを断ったら冷たい態度になっては大変つらいことです。他でも同様な事例があるのではないかと思いましたが、発言させていただきました。

- 松原会長：事務局、お願いします。
- 佐藤廃棄物対策課長：ごみ出し支援事業については、毎年6月に行っているクリーンにいがた推進員研修会、あるいは施設見学会の際に説明をしているほか、チラシの配布など、機会あるごとに自治会・町内会の皆様にお伝えしています。事業の周知が不十分ではないのかというご指摘ですので、さらなる周知を図っていきます。なお、今回ご発言いただいたような地域内のトラブルの事例については、把握しているものではありません。
- 中澤委員：それでは、市にお願いいたします。クリーンにいがた推進員研修会の際などに、ごみ出し支援事業について説明をして周知いただき、私が発言したような事例が今後起こらないようにしていただければと思います。
- 佐藤廃棄物対策課長：わかりました。
- 松原会長：他にありますか。
- 八子委員：ごみ処理手数料の件で、質問いたします。**資料1 参考資料**（11）バイオマス利活用に①菜の花プランがあります。以前、北区の福島潟で長い期間取り組んでいましたが、生育不良のために中止になりました。市内での利用箇所数や取り組んでいる地域や規模、絞り機の個数と稼働率がどのようになっているかお聞かせください。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：菜の花プランについては、全体で35万1,004円です。数的には非常に少ないと思います。この事業については、コミュニティ協議会で取り組んでいただくことが多く、具体的には菜種の収穫経費、栽培の委託経費、肥料代などです。具体的な箇所数については、後ほど委員の皆さんにお知らせしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 八子委員：分かりました。もう1点質問します。（13）防犯灯設置補助金についてです。だんだんとLED防犯灯が普及しており、ごみ処理還元手数料収入の使途を見ても実感できます。LED防犯灯の設置が始まった当初は、白っぽく冷たい感じの色合いのものが多く、住民の方から冬場は寒々とした感じがするという声が聞かれました。現在は、LEDでも白熱灯に近いような色合いのものがああります。価格の問題もあるかと思いますが、今後はどのようになっていくでしょうか。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 塚本廃棄物政策課長：私は、3月まで防犯灯の設置補助を行う担当課におりました。この分野については専門でございます。まず、LED防犯灯設置補助に関する市民還元事業ですが、**資料1**に記載のとおり、通常型の防犯灯よりも上乗せして補助しています。通常型は2分の1補助ですが、LEDは3分の2補助となっており、設置に係る上乗せ分である6分の1の補助を市民還元事業分として計上しているものです。約5,000万円の予算措置をし、担当の市民協働課では1万灯の設置補助を予定していましたが、結果として約1万600灯となりました。防犯灯は新潟市全体で約6万5,000灯が設置されていますので、約6年でLED防犯灯に全部置き換えられることとなります。LED防犯灯は通常型よりも電気代が約半分になり、環境に優しいことが特長です。自治会でご負担いただく電気料については、LED防犯灯の場合は補助が10分の

10になり自治会の負担がなくなります。長寿命で省電力であること、蛍光管を使わなくてもいいことから、市では積極的に防犯灯をLEDに取り換えることを進めています。また、委員がご発言されたとおり、LEDは直線的な光のため嫌だというご意見も当初はありました。最近では、値段が下がっています。補助対象額は上限が4万7,000円ですが、実際に利用されているものは、1灯あたりの設置経費は3万円以下が多いようです。十分にご希望の機種を使えますし、改良も進んでいます。いずれにしても蛍光灯とは発光の方法が違い、LEDは直線的な光り方をしますので、多少の違いはあると思います。

○ 松原会長：それでは、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。事務局より連絡事項について説明をお願いします。

○ 塚本廃棄物政策課長：事務局よりご連絡させていただきます。

これまでの審議会と同様に、資料の最後に照会票を添付させていただきましたので、今回の審議会で質問できなかったことや後ほど気がついたことなどございましたら、必要事項をご記入いただきまして、事務局に送付いただければと思います。

次回の審議会についてですが、平成28年1月を予定してございます。後日、日程調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 松原会長：ただいまの説明にご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

<なし>

○ 松原会長：それでは、これもちまして本日の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。